

○厚生労働省告示第二百五十五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四条第五項第四号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する要指導医薬品を次のように定め、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三百号）の施行の日（平成二十六年六月十二日）から適用する。

平成二十六年六月六日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次の各号に掲げる医薬品とする。

一 薬事法第四条第五項第四号イ又はロに掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びこれらの塩類を有効成分として含有する製剤

(1) 赤ブドウ葉乾燥エキス混合物

(2) アシタザノラスト

(3) アルミノプロフェン

(4) イコサペント酸エチル

(16)(15)(14)(13)(12)(11)(10)(9)(8)(7)(6)(5)

イブプロフェン（一日量中イブプロフェン〇・六g以上を含有するものに限る。）

イブプロフェン・ブチルスコポラミン

エバスチン

エピナスチン

セチリジン

チエストベリ―乾燥エキス

トラニラスト

トリメブチン（過敏性腸症候群治療薬に限る。）

ネチコナゾール（ちっ腔カンジダ治療薬に限る。）

フェキソフェナジン

ペミロラストカリウム

メキタジン（一日量中メキタジン六mg以上を含有するものに限る。）

二 薬事法第四十四条第二項に規定する劇薬である製剤